

子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会

(※会場開催は中止しました)

小規模保育事業・事業所内保育事業

議 事

- | | | |
|----|---------------------|-------------|
| 1 | 施設運営に関する留意点 | 資料Ⅰ－1 |
| 2 | 事故防止と事故対応 | 資料Ⅰ－2 |
| 3 | 連携施設設定について | 資料Ⅰ－3 |
| 4 | 実費徴収に係る補足給付事業について | 資料Ⅰ－4 |
| 5 | 請求事務の概要等について | 資料Ⅲ－5・資料Ⅰ－5 |
| 7 | 「よこはま☆保育・教育宣言」他について | 資料Ⅲ－1 |
| 8 | 公定価格の令和2年度の変更点 | 資料Ⅲ－2 |
| 9 | 向上支援費の令和2年度の変更点 | 資料Ⅲ－3 |
| 10 | 障害児保育について | 資料Ⅲ－4 |
| 11 | 実費徴収について | 資料Ⅱ－1 |
| 13 | 一時保育事業について | 資料Ⅱ－3 |
| 14 | 休日保育について | 資料Ⅱ－4 |
| 15 | 保育士確保の取組について | 資料Ⅱ－5 |
| 16 | 現況届出書等の提出について | 資料Ⅱ－6 |
| 17 | 事務連絡 | 資料Ⅱ－7 |

※小規模保育事業・事業所内保育事業に関連する議事のみ抜粋しています。

上記議事の音声をお聞きください。

■お問い合わせ先

市庁舎移転に伴い、電話番号が変わります。

令和2年4月19日までと4月20日以降でお問い合わせ先は異なります。

【令和2年4月19日まで】

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
2	事故防止と事故対応		
3	連携施設設定	こども施設整備課	045-671-2398
4	実費徴収に係る補足給付事業	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
5	請求事務	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
	※請求明細作成ソフトの操作について	ヘルプデスク	0570-023555
7	よこはま☆保育・教育宣言 他	保育・教育人材課	045-671-2397
8	公定価格	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
9	向上支援費		
10	障害児保育	保育・教育運営課 運営調整係	045-671-2396
11	実費徴収	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
13	一時保育事業		
14	休日保育		
15	保育士確保の取組	保育対策課	045-671-4469
16	現況届出書等の提出	保育・教育運営課 認定・利用調整担当	045-671-3990

【令和2年4月20日以降】

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
2	事故防止と事故対応		
3	連携施設設定	こども施設整備課	045-671-4146
4	実費徴収に係る補足給付事業（※）	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202 045-671-0204
5	請求事務	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202 045-671-0204
	※請求明細作成ソフトの操作について	ヘルプデスク	0570-023555
7	よこはま☆保育・教育宣言 他	保育・教育人材課	045-671-2397
8	公定価格（※）	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202 045-671-0204
9	向上支援費（※）		
10	障害児保育	保育・教育運営課 運営調整係	045-671-2396
11	実費徴収	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
13	一時保育事業		
14	休日保育		
15	保育士確保の取組	保育対策課	045-671-4469
16	現況届出書等の提出	保育・教育運営課 認定・利用調整担当	045-671-3990
	（※）制度に関するお問い合わせ	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564

■本日の説明会資料のアップロード先

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者向け説明会(横浜市ウェブページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/default20190314.html>

■その他、参考になるウェブページ

- ・新制度全般(内閣府ウェブページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

令和2年3月、4月に提出していただく書類及び提出先について

締切日	書類名称	依頼課	提出先
3/31(火)	障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書（第10号様式） 医療的ケア対象児童認定（変更）申請書（第11号様式） ※新規開設または変更がある場合	保育・教育運営課	各区役所 こども家庭支援課
	アレルギー疾患生活管理指導表 ※新規開設またはアレルギーの状況に変更がある場合		
	延長保育事業実施届 ※新規開設園・変更のある園で、未提出の場合		
	振込口座、審査結果通知等の送付先確認書類（給付費等請求に係る回答用紙） ※新規開設園（未提出園）、変更があった園のみ	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当（※）
4/3（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○処遇改善等加算Ⅰ申請関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ・加算率認定申請書（処遇Ⅰ）第1号様式の1 ・職員履歴報告書（処遇Ⅰ）A票 第1号様式の2 ・職員状況報告書（処遇Ⅰ）B票 第1号様式の3 ○公定価格加算・調整項目届出書 ○向上支援費加算状況等届出書 ○延長保育事業費加算状況等届出書（幼稚園は除く） ○雇用状況表（家庭的保育事業は当月分の請求書を送付する際に添付） ○その他必要書類（加算ごとに必要な書類は異なります） 	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当（※）
4/3（金）	横浜市保育所一時保育事業 ①3月の利用者名簿 ②4月の予約者名簿	保育対策課	各区役所 こども家庭支援課 待機児童対策担当
4/7（火）	保育士宿舍借り上げ支援事業 令和元年度実績報告書類	保育対策課	本事業委託事業者
4/17(金)	重要事項説明書（2年度版）	保育・教育運営課	各区役所 こども家庭支援課

4/30(木)	アレルギー児童報告書(4月分) ※令和2年度より様式を改正します。 変更がない場合も必ず新様式でご提出ください。	保育・教育運営課	【原本】 各区役所 こども家庭支援課
			【写し】 保育・教育運営課 給付担当(※)
5/1(金)	保育士宿舎借り上げ支援事業 令和2年度新規申請書類	保育対策課	本事業委託事業者

(※) 市庁舎移転に伴い、郵便物の宛先住所が変更になります。

<送付先住所> 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

<宛名> 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当宛

【新設園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し(全員分)を添付してください。
5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者の履歴書(児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書(児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合)も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。

【既存園】

新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者が変更となった場合は、再度対象職員の履歴書(児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書(児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合)も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。